

## 北但行政事務組合議会事務局設置条例

〔平成7年3月31日〕  
〔条例第4号〕

改正 平成13年5月1日条例第6号

### （設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、北但行政事務組合議会に議会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

### （職員）

第2条 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

- 2 前項の職員の定数は、4人とする。
- 3 事務局の職員は、議長が任免する。

### （職務）

第3条 事務局長は、議長の命を受け事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の事務に従事する。

### （委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。